

福岡市消費生活審議会（第1回） 議事録

1. 開催日時 平成17年5月19日（木）16:00～17:47
2. 場 所 あいれふ 7階 第2研修室
3. 出席者 委員 全委員出席（福岡市消費生活審議会委員名簿のとおり）
福岡市 市民局長、生活安全・危機対策部長 外8名
4. 傍聴人 なし
5. 議事概要
 - （1）辞令交付，市民局長あいさつ，事務局職員紹介，委員自己紹介
 - （2）委員総数14名に対し14名出席により会議成立の旨，事務局より報告
 - （3）会長，副会長の選出
第1回の審議会であるため，会長・副会長の選任を行った。
会長は委員互選により，清水巖委員を選任。
副会長は会長の指名により，矢野葉子委員を選任。
 - （4）福岡市消費生活条例，同条例施行規則，同条例第21条第1項の規定に基づく不当な取引行為の指定に関する告示及び同審議会運営要綱について事務局より説明
 - （5）「福岡市消費生活審議会傍聴要領（案）」について
「福岡市消費生活審議会傍聴要領（案）」について，事務局より説明。原案どおり可決。
（質疑応答 要旨は下記のとおり）
 - （6）「苦情処理部会」の設置について
会長より，消費者と事業者間の紛争のあっせん・調停を行う常設の部会として「苦情処理部会」を設置したいとの提案があり，全会一致で設置することを決定。部会の委員は会長が指名することになっているため，会長が，朝見行弘委員，岡精一委員，高松直史委員，矢野葉子委員，野口博子委員，成富和紀委員を指名。（質疑応答 要旨は下記のとおり）
 - （7）「平成16年度の消費生活センター相談状況」について，資料に基づき，事務局より説明。
 - （8）生活安全・危機対策部長より閉会のあいさつ

6. 質疑応答（要旨）

「福岡市消費生活審議会傍聴要領（案）」について

委員：傍聴の定員を10人以内としているのは何故か。

事務局：会場や「福岡市消費生活条例制定研究会」の要領等を参考に10人以内になっている。

委員：次の審議会をいつどこでするかは，一般に知らせるのか。

事務局：事前に福岡市のホームページに掲載し，開催を知らせることにしている。

会長：原則10人内ということにして，会場が許せば，12～13人でもいいのか。

事務局：その時の状況に応じて，会長判断でということをお願いしたい。

委員：傍聴者が守るべき事項で，第6条第5号の「携帯電話，パソコン等の情報通信機器を使用しないこと。」とあるが，記録のためのみのパソコン使用も禁止なのか。

事務局：静かに傍聴しなければならないという趣旨であり，特に希望があれば検討する。

委員：拘置所等に接見に行く場合でも，記録を取るのにパソコンを持ち込みたいが，外部と連絡を取るおそれがあるということで議論がある。（審議会では）うるさくなければ，いいと言うことになるのではないか。

委員：会議の妨害でなければ，いいのではないか。メモとして使う場合は否定できないのではないか。

事務局：メモ・記録用と限定すれば、認める余地もあるのではないかと。

委員：オンラインに繋ぐのを禁止していると理解するといい。

事務局：自由に認めると混乱するので、原則禁止とし、認めるかどうかは、その都度、会長の判断でお願いしたい。

委員：第6条第6号に関しても、特に録音について、原則公開なので外部に記録を公開しても構わないという趣旨なら、原則は許可するが問題ケースもあるのでこのような形の規定にしていると理解していいか。記録が外部に持ち出されることをなんら制限する趣旨ではないということか。

事務局：会議の原則公開の趣旨から、妥当性が認められる範囲でということになる。

会長：第6条第5号及び第6号については、条文はそのまま残し、運用として各委員から出た意見を活かすようにし、審議進行に支障がなければ会長・事務局の判断で認めるということではないか。

全委員：賛成

委員：一般もマスコミも取り扱い是一緒なのか。

事務局：特に区別する理由はないと考える。

会長：原案どおりでよろしいか。

全委員：賛成

苦情処理部会の所掌について

委員：苦情処理部会の所掌事務について確認したい。条例施行規則第31条第1項には「条例第32条第3号に規定する調査審議を行うため、審議会に消費者苦情処理部会（以下「苦情処理部会」という）を置く。」とある。施行規則第31条では「あっせん・調停」という言葉がないので、苦情処理部会があっせん・調停を行う根拠が明確でないと思える。

委員：第3号は審議会本体のことなので、苦情処理部会は第2号でいいのではないかと。

会長：全体を見ないと簡単に結論は出しにくい。

あっせん・調停は最終的には市長名で行うことになるのか。

事務局：まず、市（消費生活センター）があっせんを行い解決しないときに、市長が審議会にあっせん・調停を付託する。その意味では審議会の名において実施して頂くが、実質的には市長による苦情処理の一環である。

会長：審議会の名であっせん・調停を行うが、機動的に行うのに部会が設置されるということか。

事務局：あっせん・調停という極めて専門的知識を必要とする作業であるため、専門部会において機動的に対応していきたいと考えている。

委員：第2号のあっせん・調停を審議会は部会をもって行うわけだから、第3号を受ける必要はないのではないかと。

委員：規定文言からすると、苦情処理部会は調査が中心のように読める。

会長：あっせん・調停と調査審議をするということで、第2号と第3号と両方あってもいい。

委員：審議会で審議しないで出ていくということか。部会の出だした結果を審議会にかける必要はないのか。

事務局：条例第36条第6項で、「部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」となっている。

委員：ならば、苦情処理部会はむしろ第2号だけの方がいいのではないかと。第3号は一般事項なので、苦情処理部会の任務としては適当でないと思える。

会長：自分の経験からして、あっせん・調停の結果、付随して条例や規則の規定内容の変更について検討すべきだとの意見を出す場合もある。状況によっては、審議会を開かなくても、部会

意見として、市長に意見を出すことができてもいいと思う。部会は、あっせん・調停しかし
てはいけない、というのではなくて、第3号を残してもいいと思う。

委員：部会意見として市長に出すのはいいと思うが、規定からすると、部会意見が審議会意見にな
ってしまう。それはまずいのではないか。

会長：部会の決定がイコール審議会の決定となるわけではなく、「することができる」となっている
だけである。部会意見が審議会意見となるとは書いていない。あっせん・調停に関してだけ
審議会意見とし、それ以外の意見は部会意見とすればいい。経験上、審議会の開催はスケジ
ュール調整など容易ではないし、不当な取引行為で新たな類型を作ろうとするような場合に
は、苦情処理部会から意見が出てくる場合が多いので、部会から出してもらった方が生きる。

委員：当面、市が条例・規則を作ったときの趣旨で、見直していただいて、その後、審議会で苦情
処理部会の調査審議の権限をどうするか議論していくしかないのではないか。

事務局：今日伺ったご意見を十分参考にさせて頂き、法制担当部署と協議を行い、会長・副会長さん
にも相談させていただきながら適切な規定に改めたい。

委員：苦情処理部会は、部会に所属しない委員の傍聴は可能か。

会長：部会委員に限らず他の委員が傍聴されるのはとても意義があること。しかし、あっせん・調
停の場合は、当事者の心理面の問題もあるだろうから、具体的案件によって部会で決定する
ことになるだろう。

以上